

平成29年度第3回印西市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 1 開催日時 平成30年3月9日(金)
午前9時30分から午前11時00分まで
- 2 開催場所 印西市役所 本庁舎4階 41会議室
- 3 出席委員 伊藤会長、武田委員、土肥委員、大杉委員、柳橋委員
- 4 事務局 吉岡課長、五十嵐主査、越川主査補、福田主事
- 5 実施機関 豊田課長、吉野主幹、出山主査
- 6 傍聴者 1名
- 7 会議次第
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議題
(1) 印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン
(案) について【公開】
 - 4 閉会
- 8 議事
 - 議題1 印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案)について【公開】
 - 会長 それでは、議事に入ります。議題(1)、印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案)についてですが、これは一旦事務局の方に説明いただくのでしょうか。
 - 事務局 実施機関から説明いたします。
 - 会長 では、実施機関からお願いします。
 - 実施機関 説明に係わる追加資料を配布したいと思いますので、許可をお願いいたします。
 - 会長 はい。
 - 実施機関 <資料による説明>
 - 会長 ご説明ありがとうございました。今おっしゃっていた内容と、ガイ

ドラインの整合性についての確認をしたいのですが、ガイドライン 2 ページ目の(4)のウについて、保存期間を過ぎた画像は、速やかに消去するか、上書きによる消去を行うものとし、と書いてあるのですが、自動的に消去するとは書いていませんが、何故でしょうか。

実施機関

会 長

上書きというのは、大体皆さん、自動的に消去するという解釈だと思うのですが。

そうだとすれば、そういう書き方をすべきですが、本日は現状のガイドラインの案について、意見をお出しすることによってよろしいでしょうか。

実施機関

会 長

はい。

わかりました。次に、同じページの(6)なんですけれども、管理責任者が画像情報を利用できる場合、提供できる場合の、イトウのみご説明がありました。アについても利用できるという理解でよろしいですね。

実施機関

会 長

はい。

わかりました。このことの補充をさせていただいて、冒頭で実施機関の方からもご説明があったとおり、今回は諮問を受けて答申をするという形ではなく、個人情報保護の運用に関して今まで我々が議論してきた中での経験等を踏まえて皆様の意見をお伺いしたい、という枠として設定されております。そういう意味では、フリートークにかなり近い部分がございますので、忌憚のないご意見をお願いしたいと思っております。ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

では、まずは質問からお願いいたします。

委 員

1 ページ目の四角で囲まれている3の(3)、管理責任者とありますが、具体的に誰なのかとは明記されておきませんが、管理責任者の実態というのは、どのような方でしょうか。

実施機関

我々が想定していますのは、地域の団体が地域に、いくつか防犯カメラを作るといことがあれば、やはりその町内会や自治会の防犯担当の方が、管理責任者になるかと思えます。この管理責任者になった方が、警察からの要請を受けますが、その時その方が忙しい場合は、今度は取扱担当者を指定して見ることになります。自分が見られる場合は取扱担当者を指定する必要はございません。管理責任者が全て行うということで考えております。ただ非常に難しいのは、町内会、自治会の役員の方は、1年か2年で交代されることがありますので、その時の引継ぎを上手くしていただけるのかということを危惧しております。

委 員

いくつかお伺いしてよろしいですか。

そうすると、たとえば、画像の保存ということで、2 ページの(4)で、具体的にどこに保存するかということに関しては、設置した人

たちの装置がいくつか分散していて、そこの中のどこかに記録されるという理解で良いでしょうか。

実施機関 街頭につける防犯カメラは、大きく分けて2種類ありまして、1つはネットワーク型、これは電波で録画装置に飛ばしていく仕組みです。もう1つが、市が設置しているスタンドアローン型で、録画装置が防犯カメラに内蔵されているものや、ポールのある部分にデータが収納できる部分があるというようなものになります。

委 員 そういう方式なのですね。

実施機関 周辺自治体で言えば、松戸市がネットワーク型を多く使っており、別に設置したサーバーにデータを全部転送しております。

会 長 このガイドラインではネットワーク型の防犯カメラを設置することを規制しているわけではないですよ。その場合のデータの保管場所等について何か規制を想定しているのかいないのかというご質問です。

実施機関 市ではスタンドアローン型を想定して作っております。

会 長 では、ネットワーク型の場合、ガイドラインの適用対象外という理解でしょうか。

委 員 その辺を明記していないと、設置者は自分達にとってネットワーク型が良いと思ったら作ってしまう可能性があると思いますが、その辺の確認だと思います。

もし、スタンドアローン型を想定しているとなれば、それをどこかに入れるべきではないでしょうか。書いてありましたか。

実施機関 その趣旨は書いていません。

委 員 保存場所をどうするかというところまでは入っていないということですよ。

実施機関 はい。

委 員 では、両方可能ということですね。

実施機関 可能です。

委 員 あとは、実際の映像を、何か犯罪が起こった時に、見せてくださいと言われた時には、どのような手続きになるのかというところを、決まっていたら教えてください。

実施機関 ガイドライン上で、設置者にはそれぞれ防犯カメラについての管理運用規程を別に定めてもらうようになります。その中で、画像の取扱い利用制限について、ガイドラインとは別に設置者に定めてもらうことで、適切に管理運用してもらうものになります。

委 員 そうしますと、設置者側の管理運用規程にも従う、ということだけが決まっているのですね。

実施機関 そうです。

委 員 それについての市の方の括りのようなものはないのですか。設置者の考えだけで管理運用規程を決めたりしないように、市に準じると

というような。

実施機関 市の要綱では、その活動に関して、利用検索簿で誰が、いつ、どのカメラを検索したのかというようなものを別に設けておりますので、管理運用規程の作成にあたっての例は示していきたいと思っております。

委員 現在の管理運用規程は市の方に届出をしたり、それについて取りまとめたりするなどの指導はするのでしょうか。

実施機関 いたしません。それをしますと義務を課すことになり条例にしなければなりませんので。今回はガイドラインですので、お願いをするだけになります。

その管理運用規程なんですけど、実際にはガイドライン及び管理運用規程を遵守させ、適正な運用をさせていただきますと書いてありますので、お配りした補助金交付要綱（案）の中には、交付申請の添付書類に管理運用規程の写しというものがあまして、管理運用規程を設置者の方に作っていただいて、その写しを、補助金の交付を受ける場合には提出していただくようにはなると思っています。

会長 自費で付ける場合には出てこないということですね。

実施機関 はい。

会長 補助金が欲しいと言ったところからは出てくるということですね。その他ご質問ございますか。

委員 先程の管理責任者、取扱担当者の指定というところで、PTAや自治会、地域の防犯組織が付けるという場合に、先程も申し上げたとおり、1年おきに担当者が自動的に変わるところがあると思います。もし防犯カメラの録画装置の操作を行う時に、警察などの要望があれば、管理責任者が見せるということですが、その時は責任者も一緒に見てよいのでしょうか。

実施機関 はい、責任者も一緒に見ます。管理責任者がデータを持参し、警察に立ち会うという形になります。警察が見ないと、映っているかどうか分かりませんので。

委員 警察が見るのは分かります。

実施機関 それに何も手を加えないように、立ち会います。

委員 見た人は、管理責任者ではあるけど一般の市民ですよ。その方が、犯罪に関する映像を見てしまうわけですよ。その時のいわゆる守秘義務とかはどうなるのですか。

実施機関 秘密の保持、に謳ってございます。第三者に漏らしてはなりません、と。2ページ目に書いてあります。

委員 その辺を徹底できるというのは、文書上は書いてありますが。

会長 万が一違反があった場合どうするのですかということですよ。

実施機関 そのことについてはございません。

会長 ガイドライン上は当然設けられないですね。この場合には個人情報

- 保護法違反の罰則が働くので、そちらでいくことになると思います。
- 委員長 そういうことは書かないのですか。
- 委員長 直接法律が適用されます。
- 委員長 分かりました。
- 委員長 ガイドラインの位置づけを確認したいのですが、市との関係でいうと、市がカメラを設置するものではないので、結局は自主的なガイドラインであり、市民の方が設置するに当たっては、このガイドラインを参考にしてくださいということでしょうか。
- 実施機関 自治体がひとつのモデルを示し、こちらを守ってくださいということになります。
- 委員長 守らなかったとしても、それは仕方がないということでしょうか。
- 実施機関 はい。
- 委員長 市が関係するのは、補助金の支給を受ける時には、ガイドラインに準拠しなければ受けられないということですか。
- 実施機関 はい。
- 委員長 ガイドラインに準拠していなかったということが後で分かった時には、補助金の交付については取消しということになるのでしょうか。
- 実施機関 申請は受けられません。
- 委員長 交付した後にガイドラインに沿ってないとわかった時にはどうなるのですか。
- 実施機関 偽って設置してあった場合でしょうか。
- 委員長 偽ってではなくても、最初は守っていたがその後守らなくなったということもあると思うのですが。
- 実施機関 補助金を交付する時にはいくつかの要件がございまして、警察と協議したり、現場に立ち会ったりします。これらをしていないのに申請してきたということは、まず考えられません。
- 委員長 予め、ガイドラインを全て守っていることをきちんと確認を取って、補助金の交付を決めるということですね。
- 実施機関 はい。今、補助金交付要綱を作っているところなんですけれども、そちらの方には縛りがありますが、ガイドラインではそういう厳しい縛りはなくて、ただガイドラインに沿ってということで、管理運用規程を作成してくださいと書いてあります。
- 委員長 既に防犯カメラを設置している市民の方に対しては、どうやってガイドラインのことをお伝えしていくのかというところをお聞きしたいと思います。
- 実施機関 設置したいという方については、このようなガイドラインがありますので、このガイドラインに沿って設置をお願いしますとお伝えします。
- 委員長 既に設置しているところはどうするのでしょうか。
- 実施機関 ガイドラインの方が決定されれば、ホームページや広報誌などには

掲載していきたいとは思っております。

実施機関 まだ市の方に、防犯カメラを設置したけれども、というご相談はありません。設置したいという話のみになります。

今、カメラを設置するのであれば、印西市防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱に準じて付けてもらうしかありません。

会 長 どうして市の規範を一般市民に当てはめるのですか。

実施機関 縛りはございません。

会 長 ありませんね。

委 員 先程の管理責任者、取扱担当者の指定に関してですが、これはどこかに届出はしないのでしょうか。その段階で独自で指定して、来年は誰々だとどこかに明記するのでしょうか。

実施機関 管理運用規程の方に書くようにしていただきます。

委 員 管理運用規程は、団体は自分たちで持っていて、今年は何などと明記しているということでしょうか。

実施機関 そういう形になると思います。

会 長 場合によっては、毎年管理運用規程は改正するということですね。

実施機関 その部分だけです。

会 長 管理責任者の部分が10個できるとなるとすごい数になりそうですが。

委 員 それは、特に市の方に提出するということはありませんか。

実施機関 それは、特にございません。

委 員 各団体におまかせしているということですね。

会 長 他によろしいでしょうか。

では、私から、いくつか聞かせてください。まずガイドラインについてですが、市が策定する法的根拠はどこにあるのでしょうか。

実施機関 ガイドラインについては、現在市が設置する要綱があるわけですが、こちらを元としまして、ガイドラインを策定いたしました。あとは、今お配りしました補助金交付要綱ですが、実際補助金を交付する上での設置の基準として合わせてガイドラインを作るつもりでございます。

会 長 でしたら、ガイドラインを要綱の中に埋め込めば良いのではないですか。補助金交付要綱の、こういう防犯カメラを設置してくださいという市が想定している使用法に、市民を縛るために作っているという話になります。補助金交付要綱ありき、ということであれば。本来、市民に向けてあれこれ言う必要はないのではないのでしょうか。それは個人情報保護法がすべきことで、個人情報保護ガイドラインがまた別にございます。防犯カメラについては2項目か3項目しかございませんが、本来それは総務省が所管しており、市が作る理由がよく分かりません。まず、根拠をお示しいただきたいと思っております。

実施機関 会長がおっしゃるように、別に管理運用規程、方針を作って、要綱と一緒にやっているところもございます。

会 長 それは補助金交付要綱の一部を成しているわけですね。

実施機関 はい。

会 長 そうだとすれば、補助金の交付を受ける人以外の設置する側に防犯カメラに関してなんらかの規制を及ぼそう、あるいは設置の基準を作ろうという趣旨ではないわけですね。補助金交付要綱の枠内で運用するのならばそれで構いません。補助金交付要綱の中だけで運用だというのは、ガイドラインとしてホームページに示すような話でも、当然例規集に載るような話でもありません。そのガイドラインの位置づけそのものの問題になります。その辺は整理できていますか。

実施機関 特に防犯カメラの設置に関する法律がございませんので。

会 長 それがまさに個人情報保護法だと思います。

実施機関 防犯カメラに関してはないと思います。

会 長 防犯カメラの取得情報は個人情報です。

実施機関 防犯カメラの設置に特化したものではないと思います。

会 長 特化していなくても、それが一般法として決まっているので、個人情報保護法を解釈します。当然、設置場所が公の場所、例えば道路ならば道路法の規制がかかるでしょう。そういった形での別の財産権規制がかかる場合もあると思いますが、情報の取得と利用と提供、この流通過程の問題に関しては個人情報保護法がカバーしているところです。当然それだけで足りていると申し上げるつもりはありませんが、防犯カメラという物理的な物体があり、特化した法がないとしても、保護法を全く無視して良いということにはならないと思います。法的根拠はガイドラインだと書いて、そのガイドラインはなんだという話になった時に、市の権限で決めたと回答した場合、どこに書いてあるかと聞かれても、今はその答えがない状態です。もし、ガイドラインを現状のまま使うというならば、そこはご検討された方が良いのではないのでしょうか。あとは、仮に既に設置してある防犯カメラがあるとして、ガイドラインに違反しているとしても、それは一切関係ないということですね。

実施機関 市以外が設置しているものは関係ありません。

会 長 市が設置しているものについては、要綱がありますからね。あと、今配られた印西市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱ですが、これは基本的には設置が終わってから補助金を交付するのですよね。

実施機関 そうです。実績報告を上げてからの支払いということになります。

会 長 さっき警察と協議するという話が出てましたが、これは要綱のどこに書いてありますか。

実施機関 要綱の第3条の3項のところ、設置場所を管轄する警察署との協

議長 議を経て、設置場所を選定していること、というところがあります。確認ですが、警察の方で、防犯カメラの設置場所に関して規制をする権限を持っているのでしょうか。

実施機関 いえ、持っていません。

議長 そうしますと、市が印西市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱に入れたとしても、警察は協議した証拠を出してくれないのではないのでしょうか。申し入れ済みなのですか。警察の方では文書を出してくれるのですか。それとも本人の自己申告ですか。

実施機関 自己申告です。警察の方からは出ません。

議長 それは虚偽だったらどうするのですか。

実施機関 実際に現場で協議します。

議長 警察は現場に出てきてくれるのですか。

実施機関 はい。

議長 防犯カメラの設置場所に関して警察に特に規制権限はないとおっしゃってましたよね。

実施機関 権限はないですが、この辺で現在発生している犯罪には、このカメラが有効なのか有効ではないのかという現場確認はしていただけます。

議長 市の方から協力要請か何かしているのですか。それと冒頭で言っていた市民参加条例を根拠として協力してくれという話が出ているのですか。

実施機関 去年県の方が補助金交付要綱を見直しましたので、それを警察の方に渡して、その中には防犯カメラを設置する際は協議を行うというのが入っておりますので、現場確認をお願いしますということで了解は得ております。

議長 そこは管轄の印西警察署との申し合わせ事項としてあるという理解でよろしいですか。

実施機関 はい。

議長 分かりました。あと、16条の1項のところには取消事由があり、後日不適切な管理をした場合に関して、補助金等交付規則第18条によるとなっておりますが、この要綱独自の取消事由を設定する予定はないのでしょうか。

実施機関 今のところは、この内容でいこうと考えております。

議長 補助金等交付規則が手元にないので分からないのですが、そこに定められている取消事由とはなんのでしょうか。

実施機関 申し訳ございません、手元に資料がございません。

議長 分かりました。私の方は以上になります。
その他ご質問ございますか。
では、各委員の方、ご意見をお願いいたします。

委員 私も、ガイドラインの位置づけが分からないのと、市以外の方が設

置する防犯カメラだということも最後まで読まないと分かりませんでした。

ですので、市以外の方が設置する防犯カメラについて、このガイドラインがどう機能するのかというところについて、もう少し分かりやすくした方が良いと思いました。要は、既に設置している方々に対してこのガイドラインが機能するのか、新しく設置する人に対してどう機能するのか、自費購入で補助金は申請しない場合どうなのか、補助金を受ける方に対してはどうなのかなど。その辺の区別の有無や義務なのか否かなど。これを破ったらどうなるのかなどについて詳しく書いた方がよろしいのではないのでしょうか。

会 長 本来は、ガイドラインを守ってくださいとは言えないですね。
実施機関 自治体を示す1つのモデルを守っていただきたいということでガイドラインを作りました。

会 長 それは違うと思います。通常の法令上のガイドラインというのは、所管省庁があって、所管省庁が持っている法令の、法令規則で、解釈基準があり、その解釈基準を更に噛み砕いて、分かりやすくしたものです。実際の運用に当たって、こういう方法が望ましいという目安を示すもので、それはあくまでも前段階の解釈基準なり、その上の規則なり法に則っていなければなりません。ご発言の中身がガイドラインというようには取れません。市が示すのは良いですが、その示す根拠は何かという話に戻ってしまいます。

委 員 趣旨というか、私の素朴な市民感覚から言いますと、何の注意喚起もなく、自由に防犯カメラを設置されると確かに心配だというのは分かるので、その注意喚起は良いことだと思いますが、そこまでの話だと思います。

会 長 ガイドラインというしっかりしたものを作らなくても、プライバシーや盗難に気を付けてくださいぐらいの漠然としたものでよろしいのではないのでしょうか。それで、補助金交付要綱とセットにするのなら、それはそれで市の政策としてするものですから、補助金によって誘導していきたい方向で一定の仕様を縛るといってはありだと思いますが、それを外出しするのは意味がないのではないかと思います。

実施機関 自主的にこういう基準を参考に守ってくださいということになります。

委 員 色々ガイドラインという言葉にはそぐわないと感じてまして、どちらかという一般的なマナーをこうしてくださいというのを、市として市民にアピールする取り組みの1例として、このようにしているというのは、市としては広報としての効果はあるのかなとは思いますが。逆にそういった捉え方をすると、奨励すること自体は決して悪くはないし、むしろそうされた方が取り組みについて世間に広ま

るプラスの効果があると思います。縛るには補助金とセットにしないと、何も効果がないかと思います。

会 長 目安などとしてくれればいいのかと思いますが、規程を作るのは、組織的なところでないと無理だと思います。個人が自分の意思で庭先に防犯カメラを付けた時に、規程を作れると思いますか。

実施機関 守っていただきたいと思っております。外の公道を撮るのであれば、作っていただくこととなります。

会 長 自分の家の入口まで公道なわけですが、それでも作るのですか。

実施機関 公道の2分の1以上の範囲を写すのであれば、管理責任者を置いてくださいということになります。

会 長 ガイドラインですので義務ではないですよ。

実施機関 はい。

会 長 根拠について聞かれても、このガイドラインはそういう性質のものではないので、制定権限はどこにあるか、そこをしっかりと詰めない限りは、このガイドラインで規制をかけられるとは言えないわけです。守ってください、しかし法的義務はありませんという言い方になると思います。そこについては、そうである部分とそうでない部分を区別してもらいたいと思います。

仮にこの案で運用するとして、気になるところなどありましたらご意見等お願いいたします。

委 員 防犯カメラの設置を安全で安心なまちづくりを進めるために、市として進めたいという事であれば、ガイドラインも、見直していただいて、市として補助金を出すわけでもなくてこれからカメラを付ける人に対しては、ガイドラインを示すだけでは全く生きないと思います。ですから、補助金交付要綱に沿って、こういう方向で補助金を出すので、しっかりとした形で防犯カメラを付けていただきたいということを出した方が良くと思います。個人で付けたい場合にはこのようなことに気を付けてください、このようなことも必要ですよ、という留意点をいくつか示していけばいいのかと思いました。

会 長 ありがとうございます。

まず補助金交付要綱とセットではないものに関してですが、適用されるのはあくまでも個人情報保護法だというのはご理解いただいている訳ですね。そうすると、個人情報保護法の中で防犯カメラを取扱う時の留意事項というのが、個人情報保護法には必ずしも関係がない、第三者のプライバシーの問題、結局そこがぶつかる訳です。その調整の基準というのを、市が設けることは本来できないのではないのでしょうか。こういうものが反対の権利としてあるので、それには注意してくださいということまでしか言えないと思います。そもそも個人情報保護法について、基本的に市は何かを言う立場にありません。防犯カメラの設置に関しては問題となるような場面とい

うのはいくつか出てくると思います。関係法とのバッティングがあるでしょうから、そういうものに関しては注意をしてくださいということまで、ここに関して積極的な基準を立てる、それを一般的に立てるとするのは、市の立場としては難しいと思います。

このガイドラインというのを、補助金交付要綱とセットとして作るのであればありだと思います。市として、防犯カメラを市が施策として防犯カメラの設置を推進する、それは構いません。防犯カメラの設置を推進して、そこに補助金の助成もあるので、助成を希望する場合には、条件を満たす必要がありますということや、他の人の権利を侵害したり紛争が生じたりすることを防止するための機能としてのある意味の広報まではできると私は思っております。しかしそれ以上のものではないので、そこは2つに分ける必要があると思います。

今、お手元に補助金等交付規則が届きました。先程申し上げた18条がこれの3ページ目のところにありますが、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき、これに対応してるのが1号ですね。3号が印西市暴力団排除条例違反ですね。これが、取消事由ですが適正管理がなされなかった後はどうするのでしょうか。使用しているうちに角度がずれていき、不適切なものを撮るようになった場合や、データが消されていない、盗難にあったなどのずさんな管理があったとしても、補助金の返還はないのでしょうか。

会 長

取消事由は16条しかないんじゃないですか。

実施機関

要綱に違反したことが取消事由になってはないですか。

会 長

基本的には個人情報保護法との部分の話にはなるんでしょうけども。今の文言では、取消事由はないですね。補助金自体は、個人は受けられないんですね。団体なんですね。

実施機関

はい。

会 長

その地域団体が、町内会、自治会、商店会、その他地域的な共同活動を行う団体ですね。

実施機関

それらを想定しております。

会 長

その他地域的な共同活動を行う団体とはなんですか。

実施機関

防犯組合などがあります。

会 長

防犯組合もいいのですか。

実施機関

はい。自主防災会というものも対象になってくるかと思います。

会 長

では、地域老人クラブなどもよろしいのですか。

実施機関

老人クラブは想定しておりませんでした。

会 長

地域の老人の見守りのために、防犯も兼ねて設置したいという団体が出てきたらどうしますか。

実施機関

地域団体に全て含めてありますから、そういう申請があれば、受けます。

会 長 断る理由がないということですね。

実施機関 地域的な共同活動を行っている団体であればそうなります。

会 長 団体性の意味ではそうなりますね。目的はもう防犯カメラの設置自体で明確なので、そうであると目的では判断できない、あとはどのように設置するかの話だけになります。その要件を満たせば危ない団体以外は、基本的にはどのような地域団体でも受けられますね。他には何かありますか。

各 委 員 (意見・質問なし)

会 長 特に出ないので、もう1つ。要綱の前のガイドラインに戻りますが、画像の保存のところですが、保存と取扱い、運用時間が24時間というのは保存でも取扱いでもないですねというのが1つと、2週間を限度として、法令に基づく手続きにより照会を受けた場合はそれに必要な期間というのは、何を想定しているのですか。例えば、3週間程度の保存の依頼があった場合の話ですか。

実施機関 もしも2週間以内に確認に来て、画像に映っているという話であれば、保存期間の延長はできます、ということです。

会 長 あと、それ、というのはどこにかかるのでしょうか。本当はそれ、というのは回答のための保存なんですよ。と、置き換ええないといけないですよ。この、それ、を受ける言葉がありませんね。照会に必要な期間とはおかしいと思いますが。照会を受ける場合に必要な期間というのもおかしいと思います。文言の話ですけどそこは明示されておいた方がよろしいかと思います。

実施機関 はい。

会 長 次の、保存期間を過ぎた画像は速やかに消去するか上書きによる消去を行うものとし、これも、さっき申し上げたとおり自動というのであれば自動と明示しておいた方がいいと思います。画像の記録媒体を処分する場合は、確実に処分すること。これは良いとしまして、画像の記録媒体やパソコンですが、パソコンも記録媒体の一種であるという理解に聞こえます。

また、施錠できる室内や設備の中で保存し、についてですが、カメラそのものの盗難防止策などはないのですか。と言いますのは、スタンドアローン型には、カメラの中に記録媒体が入っている、あるいはカメラから近接した場所に入っている、その場合に、ここに書いてあるのは、画像の保存場所が、施錠できる室内や設備の中で厳重に保管する、ですが、記録媒体、ハードディスクなどを想定されてるのだと思いますが、スタンドアローン型の場合に、施錠できる設備とは何を指して言っているのでしょうか。箱に鍵が付いていれば良いという話ですよ。

実施機関 そうですね、今付いているものだと、録画機器が一つの盤の中に入っていて、そこに実際に施錠している感じです。あと、カメラの機

器のところに入れてあります。

会 長 カメラの中にSDカードを入れるものがありますよね。

実施機関 はい。

会 長 そうすると、カメラに施錠することはないと思います。

実施機関 カメラの盗難ですね。

会 長 細かい文言を見ていくと大丈夫なのかというところがあります。

よろしいですか。

各 委 員 (意見・質問なし)

では、特にないようであれば審査会からの意見に関してはこのあたり
にさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

実施機関におかれては参考にさせていただければ、と考えております
ので、よろしく願いいたします。

それでは議題についてこれで終了といたします。

これをもちまして、本日の会議は閉会とさせていただきます。

【当日使用した資料】

1. 印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案)について
 - (1) 印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案)
 - (2) 印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン策定の趣旨
 - (3) 印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案)に対する
市民意見公募の結果について
 - (4) 防犯カメラに関する新聞記事切り抜き
 - (5) 印西市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱(案)
 - (6) 印西市補助金等交付規則

この会議録は、印西市情報公開・個人情報保護審査会委員全員の個別の承認
を得たものである。

平成30年3月26日

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会長 伊 藤 義 文